

議 案 書

平成 3 0 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目次

議案番号	件名	議決結果	ページ
議案 1	平成29年度松山市一般会計補正予算(第8号)		(議) 1
2	平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)		9
3	平成29年度松山市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		11
4	平成29年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第1号)		13
5	平成30年度松山市一般会計予算		(予) 1
6	平成30年度松山市競輪事業特別会計予算		13
7	平成30年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		17
8	平成30年度松山市介護保険事業特別会計予算		21
9	平成30年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		25
10	平成30年度松山市駐車場事業特別会計予算		27
11	平成30年度松山市道後温泉事業特別会計予算		31
12	平成30年度松山市卸売市場事業特別会計予算		35
13	平成30年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		37
14	平成30年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		39
15	平成30年度松山市小規模下水道事業特別会計予算		41
16	平成30年度松山市松山城観光事業特別会計予算		43
17	平成30年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		45
18	平成30年度松山市公債管理特別会計予算		49
19	平成30年度松山市公共下水道事業会計予算		51
20	平成30年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
21	平成30年度松山市簡易水道事業会計予算		47
22	平成30年度松山市工業用水道事業会計予算		93
23	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		(議) 17
24	松山市消防団条例の一部改正について		19
25	松山市消防手数料条例の一部改正について		21
26	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		25
27	松山市介護保険条例の一部改正について		27
28	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について		29
29	松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の制定について		63
30	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について		89
31	松山市旅館業法施行条例等の一部改正について		119
32	松山市手数料条例の一部改正について		121
33	松山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について		123
34	松山市都市公園条例の一部改正について		125

35	松山市営住宅管理条例の一部改正について		127
36	松山市県営土地改良事業分担金徴収条例及び松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の一部改正について		131
37	包括外部監査契約の締結について		135
38	松山市辺地総合整備計画(平成30年度～平成34年度・旧中島町域)の策定について		137
39	工事請負契約の変更について(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)		139
40	旧慣による市有財産の使用廃止について		141
41	市道路線の認定について		143

(注) ページ欄中、(議)は議案書、(予)は別冊一般・特別・企業会計予算書、
(企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

(後送予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		
	松山市国民健康保険条例等の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	人権擁護委員候補者の推薦について		

議案第1号

平成29年度松山市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度松山市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,818,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,184,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		63,949,000 千円	2,360,000 千円	66,309,000 千円
	1 市民税	28,370,000	1,400,000	29,770,000
	2 固定資産税	29,981,000	600,000	30,581,000
	3 軽自動車税	967,000	200,000	1,167,000
	4 市たばこ税	3,000,000	60,000	3,060,000
	6 事業所税	1,501,000	100,000	1,601,000
11 地方交付税		19,292,000	112,000	19,404,000
	1 地方交付税	19,292,000	112,000	19,404,000
13 分担金及び負担金		1,351,027	1,562	1,352,589
	1 分担金	27,778	1,562	29,340
15 国庫支出金		39,356,662	1,212,559	40,569,221
	1 国庫負担金	33,833,685	150,000	33,983,685
	2 国庫補助金	5,375,972	1,062,559	6,438,531
16 県支出金		14,831,283	141,690	14,972,973
	1 県負担金	8,811,318	75,000	8,886,318
	2 県補助金	4,948,809	66,690	5,015,499
17 財産収入		123,965	64,843	188,808

	1 財産運用収入	44,202	64,843	109,045
18 寄附金		202,000	31,284	233,284
	1 寄附金	202,000	31,284	233,284
19 繰入金		13,017,839	1,781	13,019,620
	1 基金繰入金	13,007,996	1,781	13,009,777
21 諸収入		4,498,409	522,202	5,020,611
	4 雑入	1,899,893	34,976	1,934,869
	5 公営企業貸付金元利収入	0	351,778	351,778
	6 公営事業貸付金元利収入	0	135,448	135,448
22 市債		14,456,400	2,371,000	16,827,400
	1 市債	14,456,400	2,371,000	16,827,400
	歳 入 合 計	186,365,826	6,818,921	193,184,747

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			13,990,204千円	1,985,148千円	15,975,352千円
	1 総務管理費		10,928,667	1,985,148	12,913,815
3 民生費			91,498,485	756,688	92,255,173
	1 社会福祉費		37,785,467	756,688	38,542,155
4 衛生費			17,086,813	458	17,087,271

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 保健衛生費	2,668,461 千円	458 千円	2,668,919 千円
	2 農業土木費	2,611,161	49,790	2,660,951
7 商工費	1 商工費	1,029,046	49,790	1,078,836
	2 観光費	4,665,963	202,469	4,868,432
8 土木費	1 商工費	3,538,580	168,061	3,706,641
	2 観光費	1,127,383	34,408	1,161,791
9 消防費	2 道路橋梁費	19,585,276	124,761	19,710,037
	4 港湾費	3,373,780	4,646	3,378,426
10 教育費	5 都市計画費	555,075	22,838	577,913
	7 公園緑地費	10,113,887	95,691	10,209,578
10 教育費	1 教育総務費	671,710	1,586	673,296
	2 小学校費	4,666,589	100,000	4,766,589
10 教育費	3 中学校費	4,666,589	100,000	4,766,589
	5 社会教育費	14,106,948	3,599,607	17,706,555
10 教育費	1 教育総務費	1,707,930	300,000	2,007,930
	2 小学校費	1,847,788	3,148,737	4,996,525
10 教育費	3 中学校費	1,025,314	138,630	1,163,944
	5 社会教育費	2,371,305	12,240	2,383,545
歳	出 計	186,365,826	6,818,921	193,184,747

第2表 繰越明許費補正 (松山市一般会計)

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事務	10,000 千円
		市民会館改修事業	10,000
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	60,000
		ふれあいセンター建替え・耐震化等整備事業	80,000
		社会福祉施設建設補助事業	730,000
		障害者支援施設等整備補助事業	450,000
		保育所事務費	10,000
4 衛生費	2 児童福祉衛生費	水道事業会計出資金	280,000
		簡易水道事業会計出資金	20,000
6 農林水産業費	2 農業土木費	土地改良事業	130,000
		団体営土地改良事業	70,000
		林道整備事業	40,000
		漁港整備事業	240,000
7 商工費	1 商工費	商工振興事業	20,000
8 土木費	1 土木管理費	耐震改修等補助事業	260,000
		道路橋梁整備事業	1,650,000
		河川等整備事業	440,000
		港湾管理事業	30,000

款	項	事業名	金額
5 都市計画費		地籍調査事業	50,000 千円
		交通環境整備事業	10,000
		都市開発支援事業	80,000
		松山駅周辺整備事業	640,000
		街路整備事業	500,000
		都市公園整備事業	30,000
		市営住宅建替事業	20,000
6 住宅費			
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	40,000
		小学校太陽光発電システム設置事業	50,000
10 教育費	2 小学校	小学校エアコン整備事業	3,270,000
		中学校太陽光発電システム設置事業	20,000
5 社会教育費	5 社会教育費	分館建設事業	40,000
		野外活動センター管理運営事業	10,000
		体育施設管理運営事業	10,000
13 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	農林土木災害復旧事業	140,000
		林道災害復旧事業	60,000
	3 土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	50,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 平成29年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れることができる。 	年10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後に、おいては、当該見直し後の利率。）	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内（内据置5年以内） 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利償に借換えすることができる。 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。 	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	120,000				150,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路建設等事業	650,000	同上	同上	同上	660,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,390,000	同上	同上	同上	1,400,000	同上	同上	同上
公営住宅建設事業	770,000	同上	同上	同上	980,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	220,000	同上	同上	同上	2,550,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	8,000,000	同上	同上	同上	8,120,000	同上	同上	同上

議案第2号

平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ442,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,349,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市介護保険事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		0 千円	386 千円	386 千円
	1 財産運用収入	0	386	386
9 繰越金		258,821	441,746	700,567
	1 繰越金	258,821	441,746	700,567
歳入	合計	46,907,808	442,132	47,349,940

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	442,132 千円	442,132 千円
	1 基金積立金	0	442,132	442,132
歳出	合計	46,907,808	442,132	47,349,940

議案第3号

平成29年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市駐車場事業特別会計）

1 追加

款		項		事業名	金額
駐車場費	1 駐	車	場	駐車場関係運営管理事業	
1 駐					110,000 千円

議案第4号

平成29年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272,501千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,126,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市道後温泉事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		702,243 千円	8 千円	702,251 千円
	1 使用料	694,843	8	694,851
3 国庫支出金		700	14,810	15,510
	1 国庫補助金	700	14,810	15,510
4 繰入金		35,573	29,808	65,381
	1 一般会計繰入金	1,573	7,408	8,981
	2 基金繰入金	34,000	22,400	56,400
7 繰越金		0	227,875	227,875
	1 繰越金	0	227,875	227,875
歳入	合計	854,200	272,501	1,126,701

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		850,053 千円	272,501 千円	1,122,554 千円
	1 温泉事業費	850,053	272,501	1,122,554
歳出	合計	854,200	272,501	1,126,701

第2表 繰越明許費補正 (松山市道後温泉事業特別会計)

1 追加

款	項	事業	事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉事業費		施設整備事業	60,000 千円

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第17項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。

議案第24号

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団条例の一部改正について

松山市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団条例の一部を改正する条例

松山市消防団条例（昭和39年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2,501人」を「2,551人」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第4項中「200人」を「230人」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防団員を増員するため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防手数料条例の一部改正について

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例

松山市消防手数料条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1中「530,000円」を「570,000円」に、

830,000
1,010,000

円
円

を

880,000円
1,070,000円

に、「1,120,000円」を「1,200,

000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に、「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、

「

700,000円
920,000円

を

730,000円
960,000円

に、「1,040,

000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、

「17,000,000円」を「17,300,000円」に、

310,00
430,00
720,00

「

0円
0円
0円

」を「

320,000円
460,000円
750,000円

」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、

「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

別表4中「第18条第2項第3号」を「第18条第2項第3号イ」に、「第18条第2項第4号」を「第18条第2項第4号イ」に、「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円を」を「3円を」に、「90円」を「80円」に、「第18条第2項第6号」を「第18条第2項第6号イ」に、「第18条第2項第7号」を「第18条第2項第7号イ」に、「第18条第2項第8号」を「第18条第2項第8号イ」に改める。

別表5中「19,000円」を「17,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料等の適正化を図るとともに、高圧ガスを充填するための容器の検査手数料等を引き下げするため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「交付」を「交付申請等」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、被登録者が自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次条第1項において同じ。）を添えて申請したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第15条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、「印鑑登録証及び」及び「し、印鑑登録証を返付」を削る。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第16条 前条第1項の規定にかかわらず、被登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次項において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カードを利用して、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、公的個人認証法第38条第1

項の規定による確認をしたときは、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

コンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書を交付するため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部改正について

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「37,320円」を「39,900円」に改め、同項第2号中「52,240円」を「55,860円」に改め、同項第3号中「54,480円」を「58,250円」に改め、同項第4号中「67,170円」を「71,820円」に改め、同項第5号中「74,640円」を「79,800円」に改め、同項第6号中「89,560円」を「95,760円」に改め、同号ア中「いう。以下この条」を「い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用があるときは、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項」に改め、同項第7号中「97,030円」を「103,740円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「111,960円」を「119,700円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「126,880円」を「135,660円」に改め、同項第10号中「141,810円」を「151,620円」に改め、同項第11号中「156,740円」を「167,580円」に改め、同項第12号中「171,670円」を「183,540円」に改め、同項第13号中「186,600円」を「199,500円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「33,580円」を「35,910円」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法等の改正に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料を改定するほか所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成30年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条—第47条)」を

第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第42条の2・第42条の3) に、「第
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条—第47条) 」

5節 削除」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第114条—第131条
)」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第181条—第187条)」

「第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第180条の2・第180条の3)
を

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準(第181条—第187条) 」

に改める。

第1条中「含む。）」の次に「、第72条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文
の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者」の次に「(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下
同じ。）」を加える。

第14条中「第165条第2項」を「第36条の2」に改める。

第15条第1項中「提供する者」の次に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第29条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第180条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準省令第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事

業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準省令第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者」とあるのは「利用者（第42条の2に規定する共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第5項中「第194条第10項」を「第194条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第32条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第81条第1項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準省令第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準省令第66条第1項に規定

する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準省令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準省令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準省令第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準省令第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準省令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準省令第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準省令第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準省令第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「第114条に

規定する共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第148条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第165条第2項中「（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第168条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第187条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第180条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害者福祉サービス等基準省令第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短

期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第180条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「第180条の2に規定する共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第189条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所に有すべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数については、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第190条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第206条及び第214条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第191条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第201条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第206条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第214条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第225条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第236条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第254条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第255条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第262条中「第35条」の次に「, 第36条, 第37条」を加える。

第264条中「から第37条まで」を「, 第36条, 第37条」に改める。

第275条中「第35条」の次に「, 第36条, 第37条」を、「利用者」との次に「, 第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

付則に次の見出し及び3項を加える。

(転換により指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設に関する特例)

26 第217条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び付則第28項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とすること。

27 第239条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行

う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とすることとする。

28 第219条及び第241条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第165条—第171条
「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第164条の2・第164条
）」を
第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第165条—第171条）
の3）
に改める。
」

第1条中「含む。）」の次に「第115条の2の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1

以上の数

(2) 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同項の前に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は，常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「，介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「，看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師以外の保健師，看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「，看護職員」を削り，同項第3号を削る。

第90条第1項中「，薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第9章中第7節を第8節とし，第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第164条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい，指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害者福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の

事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第164条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第121条の2及び第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節（第143条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第164条の2に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第173条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理

学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第174条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第 号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第191条及び第195条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第175条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第179条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第191条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第195条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第211条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第250条第1号中「利用料」の次に「，全国平均貸与価格」加え，同条第6号中「ものとする」を「こと」に改め，同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては，同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第251条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

付則に次の見出し及び3項を加える。

(転換により指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設に関する特例)

24 第203条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び付則第26項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は，次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とすること。

25 第227条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は，当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とす

ることとする。

26 第205条及び第229条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第60条の20の2・第60条の2

第6節 指定療養通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

0の3)

に改める。

」

第1条中「含む。）」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第1項第2号中「(指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上(指定地域密着型サービス基準省令第3条の4第2項の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次の」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項及び第8項中「，午後6時から午前8時までの間において」を削り，同条第12項中「第194条第10項」を「第194条第14項」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め，同条第4項中「場合は」の次に「，正当な理由がある場合を除き」を加え，「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第48条第2項中「3年以上」を「1年以上（指定地域密着型サービス基準省令第6条第2項の特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては，3年以上）」に改める。

第60条の20中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と，」を加える。

第60条の21中「前条」を「第60条の20」に改める。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし，第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準省令」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準省令第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。），主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第16

4号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を
通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準省令第4条に規定す
る指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及
び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準省令第66条第1項に規定す
る指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業
所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準省令第65条に規定する指
定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して
満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準省令第78条第1項に規定す
る指定生活介護事業所をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福
祉サービス等基準省令第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業
所をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準省
令第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。), 指定
児童発達支援事業所(指定通所支援基準省令第5条第1項に規定する指定児童発達
支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準省
令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下こ
の号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生
活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準省令第77
条に規定する指定生活介護をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉
サービス等基準省令第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。),
指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準省令第165条に規定す
る指定自立訓練(生活訓練)をいう。), 指定児童発達支援又は指定放課後等デイ
サービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定
生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であると
した場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指
定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けている
こと。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで, 第16条から第19条まで, 第21

条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「第60条の20の2に規定する共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下と」の次に「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第194条第8項」を加える。

第83条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第194条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「，指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加え

る。

第84条第3項、第85条、第104条第3項、第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第153条第3項中「この条において同じ。）及び」を「この項において同じ。）に」に改め、「条例第54号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準等条例」という。」を加え、「)を併設する場合」を「以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設す

る場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第185条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第189条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加
える。

(7) 緊急時等における対応方法

第194条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第83条第7項
に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指
定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この条において同じ。）」を「
及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護
予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業
所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項
に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に
規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライ
ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本
体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業
所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能
型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次
に「第83条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅
介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、
当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第
8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、
当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事
業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第194条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事
業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規
模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われ

るときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第202条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第194条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、同項の前に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で1以上とする。

第195条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、

本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第196条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第197条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，18人）」を加え，同条第2項第1号中「あつては，登録定員に応じて，」を「あつては登録定員に応じて」に改め，「定める利用定員」の次に「，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え，同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，6人）」を加える。

第198条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて，当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がないときは，当該診療所が有する病床については，宿泊室を兼用することができること。

第202条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第194条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては，研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第205条中「の活動状況」と」の次に「，第88条中「第83条第12項」とあるのは「第194条第13項」と」を加える。

付則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

付則に次の見出し及び2項を加える。

（転換により指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設に関する特例）

9 第131条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。

) の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数とすること。

10 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第45条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「, 指定介護療養型医療施設」に改め, 「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項, 第47条, 第61条第3項, 第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「, 介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は, 身体的拘束等の適正化を図るため, 次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに, その結果について, 介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し, 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「, 介護医療院」を加える。

(松山市指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 松山市指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし, 第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は, 身体的拘束等の適正化を図るため, 次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに, その結果について, 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し, 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は, 現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため, あらかじめ,

第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

付則第14項から第16項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第4条第4項及び第5条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

付則第10項から第14項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第17条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲

げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第1項中「次条第2項を除き、」を削る。

第6条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号中「次号」を「第14号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供すること。

第16条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（同号の厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ること。

第16条第19号中「又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）」を「等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

（松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第9条 松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を

得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供すること。

第33条第21号中「又は歯科医師（次号において「主治の医師等」という。）」を「等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

（松山市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 松山市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項第3号中「省令第140条の68第1項」を「介護支援専門員であつて、省令第140条の68第1項第1号」に、「者を」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）を」に改める。

（松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、同条第5項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員，事務員その他の従業者

第17条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第12条第7項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第18条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第254条第1号の改正規定、第2条中松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第250条第1号の改正規定及び第8条中松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師以外の保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。)が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第9

0条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準条例第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(指定居宅介護支援事業所の管理者に係る経過措置)

- 4 平成33年3月31日までの間は、第8条の規定による改正後の松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を新指定居宅介護支援等基準条例第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

(地域包括支援センターの主任介護支援専門員に係る経過措置)

- 5 第10条の規定による改正後の松山市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定により介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に該当することとなる者並びに平成29年改正省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等に関し，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

